

令和8年度 8020運動・口腔保健推進事業 1箇所あたり予算額

※自治体限り

8020運動推進特別事業

事業名称	実施主体	1箇所あたり予算額	補助率
8020運動推進特別事業	都道府県	1,968千円	定額

都道府県等口腔保健推進事業

事業名称	実施主体	1箇所あたり予算額	補助率	
口腔保健支援センター設置推進事業	都道府県、保健所設置市、特別区	3,058千円	定額	
歯科疾患予防等事業	歯科疾患予防事業	都道府県、保健所設置市、特別区		1,158千円
		市町村（保健所設置市を除く）		791千円
	歯科健診（検診）事業	都道府県、保健所設置市、特別区		2,305千円
		市町村（保健所設置市を除く）		1,419千円
	歯科健診（検診）・クリーニング事業	都道府県、保健所設置市、特別区		3,006千円
		市町村（保健所設置市を除く）		1,769千円
食育等小児口腔機能育成事業	都道府県、市町村（保健所設置市を含む）、特別区	340千円		
オーラルフレイル予防推進事業	都道府県、市町村（保健所設置市を含む）、特別区	334千円		
歯科保健医療サービス提供困難者等への歯科保健医療推進等事業	歯科保健医療推進事業	都道府県、保健所設置市、特別区		1,251千円
		市町村（保健所設置市を除く）		677千円
	歯科医療技術者養成・口腔機能管理等研修事業	都道府県、保健所設置市、特別区		559千円
調査研究事業	歯科口腔保健調査研究事業	都道府県、保健所設置市、特別区	406千円	
	多職種連携等調査研究事業	都道府県、保健所設置市、特別区	425千円	

※ 最終的な基準額・補助対象経費は「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」によります。